

長 政 第 9 9 9 号
平成28年 3月10日

各保健福祉事務所長
各保健福祉事務所地域事務所長 } 殿
(高齢者担当班扱い)

保健福祉部長
(公印省略)

宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針の運用について（通知）

宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）の改正については、平成27年7月1日付け長政第238号により通知したところですが、当該指針の運用に当たっては、同通知のほか、下記の事項に留意の上、指導願います。

記

1 既存建築物等の活用の場合等の特例

指針第7章1（2）の規定は、既存建築物等の活用の場合等において、個別具体的に判断して、入居者への十分な事前説明を前提として適切な運営体制が確保されていること等を条件に、指針第6章9の設備基準に適合することを要しないこととするものであるが、これは指針第7章1（2）の規定の積極的な適用を促すものではなく、原則としては、指針第6章及び第7章1（1）の特例に適合させるよう指導を行うものとする。また、指針第7章1（2）の規定による特例の適用の場合であっても、同（1）の規定による場合との均衡を考慮し、同（1）ロ及びハの規定を準用し、重要事項説明書の不適合事項欄への記載等を指導するとともに、継続的に指導を行うものとする。

2 新築の場合の設備基準

有料老人ホームの一般居室、介護居室及び一時介護室については、指針第6章9（1）イの規定により、個室かつ入居者1人当たりの床面積は13平方メートル以上としているが、既存建築物等を活用する場合の特例との均衡を考慮し、新築の場合にあっても、以下の全ての条件を満たす場合においては指針第6章9（1）イの規定によらない居室の設置を認めるものとする。

- （1） 相部屋を設置する場合においては、相部屋1室当たりの入居人数は2名とし、その入居定員数は総定員数の2分の1を超えないこと。また、この場合において、相部屋1室当たりの床面積は21.3平方メートル以上とすること。

- (2) 相部屋の入居者については、男女混合とならないよう配慮すること。
- (3) 有料老人ホームの設置者にあつては、相部屋の入居者に対して、相部屋の内容、トラブル発生時の解決方法等を事前に十分に説明し、重要事項説明書等で相部屋への入居の同意を得ること。
- (4) 夫婦部屋は個室と判断されること。ただし、この場合にあつても、上記(1)の条件と同等のものとする。

3 本通知の適用

この通知は、平成27年7月1日に遡及して適用する。

担 当：保健福祉部長寿社会政策課
在宅・施設支援班

T E L：022-211-2549

F A X：022-211-2596

E-mail：choujut2@pref.miyagi.jp